

平成 20 年 3 月 14 日

関川水系河川整備計画（原案）に対する意見書（案）

関川流域委員会

本意見書は、関川水系河川整備計画（原案）（以下、「原案」とする）に関して、「原案」に対する地域住民の意見および本委員会のこれまでの議論、活動を踏まえて、委員会としての意見（案）をまとめたものである。

1. 関川流域委員会の立場と方針

- (1) 委員会の役割：できるかぎり多くの流域住民の意見を河川整備に反映することを重視し、流域住民相互、流域住民と河川管理者の間の実質的な調整役を担う(第 6 回委員会, 平成 15 年 6 月 18 日).
- (2) 委員会としての作業と到達点：資料－ 1 に記述
- (3) 基本的立場：「安全で親しみのもてる関川，保倉川を目指して」（資料－ 2，第 2 回関川流域フォーラム採択，平成 18 年 10 月 29 日）（以下、「目指して」とする）に依拠する。

2. 「原案」の要点基本理念：

- (1) 『あらかわ』と呼ばれた関川を治める
- (2) 人と川とが共存してきた歴史を継承
- (3) 安全で親しみのもてる関川・保倉川

構成：

- (1) 関川水系河川整備基本方針
- (2) 基本理念
- (3) 流域全体の視点
- (4) 今後 30 年程度の期間を目処
- (5) 治水・河川環境・利水に関する具体の整備内容

治水：

- (1) 保倉川放水路の着手，完成
- (2) 関川堤防の浸透対策
- (3) 河床維持のための掘削や河床変動の研究
- (4) 地域と連携したソフト対策（ハザードマップの整備等）
- (5) 河道内樹木の伐採による適正な河川管理

環境：

- (1) 良好な生態系の創出、維持、保全（魚類が棲みやすい川づくり）
- (2) 沿川市民の憩いの場としての、治水—環境の調和した河川整備
- (3) 棚田の衰退や大規模な土地開発などの流域内情報，河川環境情報の提供

利水：

- (1) 流水の正常な機能を維持と渇水調整
- (2) 平常時の水量のあり方の調査研究

3. 「目指して」からみた「原案」への意見

アンケートや、座談会，見学会，ワークショップなどを通して，第2回関川流域フォーラムで採択された「目指して」では，

- 河川を線から面として考えること
- 地域のつながりと多様性に注目すること
- 住民が主体となること
- 歴史的・文化的資産を踏まえること
- 将来を見通した考え，計画を持つこと

を踏まえて，安全で親しみのもてる川づくりを目標としている。

本委員会は，まず，「目指して」の精神が「原案」の理念に明確に反映されていることを高く評価する。その上で，今後，整備事業を進めていく中で，住民が主体となって川づくりに参画する機会を増やし，住民と河川管理者，関連機関間の協働の場づくりを推進することを要望する。

治水面においては，保倉川放水路整備や関川堤防の浸透対策などの事業が提案されている。現時点で得られる情報と，今後30年程度の科学的，技術的レベルや社会情勢を踏まえると，「目指して」において指摘された低平地の水害被害を低減し，安全な川づくりに貢献する内容であると，本委員会は評価する。

また，環境，利水面においても，生態系や沿川市民の憩いの場としての河川整備に加え，棚田の衰退問題や瀬切れの対策に関する情報提供，調査研究を盛り込んでおり，「目指して」で取りまとめた成果が色濃く反映されている。

ただし，資料－3で指摘したとおり，関連機関との連携した取り組みは十分とはいえない。今後関連機関と一層の調整，連携を図り，流域一貫のマネジメント体制づくりの推進を強く要望する。

4. 流域住民の意見を踏まえた「原案」への意見

「原案」に対する流域住民の関心の中心は，治水整備計画，特に保倉川放水路の整備にあり，その早期実現への強い要望がある一方で，放水路計画沿いの住民を中心に根強い反対がある。この意見の相違を埋めるには，資料－4に示す通り，洪水被害の軽減という利益を受ける側と，放水路整備による環境劣化によって不利益を受ける側の十分な

意見交換がされるべきである。

ただし、整備計画原案の説明会に多くの地域住民が参加し、疑問や代替提案、要望、懸念を積極的に述べ、議論を交わす場ができたことは、平成8年の同計画の提示以降の経緯を振り返ると、一定の前進があったと判断できる。ここで出された、疑問に答え、代替提案や要望の妥当性とその実現可能性を真摯に考え、懸念を払拭する努力を重ねて、はじめて流域住民の合意の下に、安全な関川、保倉川を目指した取り組みを推進することができる。

本委員会では、流域住民から出された「原案」に対するこれらの意見を一つ一つ精査し、委員会としての考えを資料－5、6にまとめた。その結果、保倉川放水路の整備反対につながる重大な懸念が提示されている一方で、現段階、つまり整備事業を開始する前の時点では、これらの懸念に答える材料を河川管理者が持ち得ていないことも明らかとなった。また、これまでのわが国の公共事業の歴史を振り返れば、いったん公共事業が開始されると、様々な問題が生じてそのまま事業が続けられてしまうという心配を打ち消すことはできず、このままでは流域住民の懸念を払拭し、「原案」に対する理解と合意を得ることは困難と判断する。

そこで本委員会は、整備事業の一部を開始し、不確定要素を明らかにした上で、合意形成を図る以下の進め方を提言する。

- 河川管理者は、基本的に「原案」にそって調査、詳細設計業務を開始し、まずは資料－3、4、5、6で取りまとめた懸念事項、要望事項等に対応することのできる十分な資料を作成し、必要に応じて具体の対応策を提案する。
- これらの科学的・技術的・経済的妥当性や、詳細設計内容や対応策が住民の懸念・要望に応えるものかどうかを検討するために、学識経験者を主とする組織（当流域委員会も候補）を設置し、審議を依頼する。
- 当該組織は、流域住民、河川管理者、関連機関間で、調査結果、詳細設計内容、対応策に関する理解の共有を図り、整備計画の見直しをも視野に置き、流域の住民、河川管理者、関連機関全体としての合意形成を図る役割を担う。

5. 総括意見

「原案」は、関川、保倉川流域における住民の意見を反映した「目指して」の精神にそって組み立てられており、本委員会は現段階では原則としてその内容を支持する。ただし、「原案」の重要課題である保倉川放水路の整備においては、流域住民の懸念や要望に対する具体的回答を提供できないために、十分な合意は得られていないと判断する。そこで、その背景にある不確かさをまずは明らかにする必要がある、そのために整備計画の調査、詳細設計業務を開始することを推奨する。そして、得られる調査結果、詳細設計内容を評価し、その結果に応じては、計画そのものの見直しをも選択肢の一つに含める検討を行う体制の確立が重要であると考え。流域住民が抱く懸念に対するこのよう

な措置を担保したうえでの、整理計画立案が不可欠である。

関川水系河川整備基本方針には、「特に保倉川放水路の整備については、新たに放水路を整備する地域を含め関連地域の関係者との合意形成を十分に図りつつ実施する。」と特筆されており、本整備計画の推進には合意形成が最重要課題であることは、河川管理者の中でも衆知である。保倉川放水路計画が最初に出されてから 10 年余りの経緯を振り返り、流域住民が十分に納得する枠組み作りを強く要望する次第である。